

## 目次

### 【協議事項】

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| (1) 八代市地域公共交通計画の変更について  | P 1、2    |
| (2) 地域内フィーダー系統の認定申請について | P 3 ~ 10 |

### 【報告事項】

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 1. 八代市地域公共交通会議設置要綱の一部改定について      | P 11、12 |
| 2. 八代市地域公共交通計画の進捗について            | P 13    |
| 3. 次期八代市地域公共交通計画の策定スケジュール（案）について | P 14    |
| 4. 今年度の路線の見直し（案）について             | P 15    |
| 5. 現在実施中の実証実験（社会実験）について          | P 16    |
| 6. ごかぐるまを活用した買物支援事業について          | P 17    |

余白

## 【協議事項1】

### 八代市地域公共交通計画の変更について

#### <協議いただく内容>

令和7年度事業（令和6年10月1日～令和7年9月30日）より、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用して運行を確保・維持する運行系統（以下「補助系統」という。）については、地域公共交通計画「本体」に必要な事項を位置付けることとされているため、当該計画の変更を行うものです。

つきましては、国土交通省九州運輸局及び総務省へ変更の届出を行うため、内容をご確認のうえ、同意いただくものです。

#### 【変更の概要】

八代市地域公共交通計画の最終頁に補助系統に係る事項をまとめた一覧表を追加する。

#### <関係資料>

- 資料1 補助系統に係る事業の概要や役割を示した一覧表

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
(有)神園交通	東町線		東町地区 古麓地区		区域運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に東町地区及び古麓地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
(有)昭和タクシー	産島線		産島地区 大島地区 郡築地区		区域運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に産島地区、大島地区、郡築地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
(有)西田交通 (有)親和タクシー	平和町線（右回り）	ゆめタウン八代	弥次分校前	ゆめタウン八代	路線定期運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に金剛地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
(有)西田交通 (有)親和タクシー	平和町線（左回り）	ゆめタウン八代	南平和町	ゆめタウン八代	路線定期運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に金剛地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
(有)神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区		区域運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に交通不便地区である二見地区、坂本地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
(株)八代タクシー (有)千丁タクシー	鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区		区域運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に交通不便地区である鏡地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
(有)神園交通	高田線		高田地区 麦島地区		区域運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に高田地区、麦島地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
(一社)五家荘地域 プロジェクト	ごかぐるま		五家荘地区		区域運行 (78条登録)	フィーダー補助	主に交通不便地区である五家荘地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 なお、本系統は複数市町村に跨っているものの、八代市以外の沿線市町村の経費負担はなく、利用の実態として、八代市民以外の利用者はいないため、沿線市町村の交通計画には位置づけられていない。
(有)神園交通	百済来～坂本線		坂本地区		区域運行 (4条乗合)	フィーダー補助	主に交通不便地区である坂本地区を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。

(備考)

・上記系統については、計画P76に示す乗合タクシー及びP88に基づき導入した自家用有償旅客運送について、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。

## 【協議事項2】

### 地域内フィーダー系統の認定申請について

#### <協議いただく内容>

国庫補助金の交付を受けて地域内フィーダー系統※の運行を確保・維持しようとするときは、本会議の議論を経て策定された地域公共交通計画に必要書類を添えて国に認定を申請する必要があります。国に対して計画の認定申請を行うにあたり、計画の策定について地域公共交通会議にて協議を調える必要があるため、記載内容について同意をいただくものです。本市の乗合タクシー等9系統について継続して補助対象系統として申請します。また、国からの指摘事項への対応は事務局へご一任ください。

※一般には幹線（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバスや乗合タクシーなどを指しますが、狭義では、「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等を示します。

#### <関係資料>

○資料2-1 補助制度説明資料（認定申請について、事業ポンチ絵）

○資料2-2 認定申請書、地域公共交通計画別紙、添付資料（表1、表5）

## 地域内フィーダー系統の認定申請について

### 1. 地域公共交通計画との関係性

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合は、地域公共交通計画に必要事項を記載する必要がある。

### 2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

※次頁参照(国土交通省公表資料)

### 3. 補助対象者

八代市地域公共交通会議

※補助金は、八代地域公共交通会議の口座に一旦入り、その全額を八代市へ納入。

### 4. 補助対象となる系統

- ①産島線 ②東町線 ③平和町線(右廻り)  
④平和町線(左廻り) ⑤日奈久～坂本線 ⑥鏡町線  
⑦高田線 ⑧ごかぐるま ⑨百済来～坂本線

※①、②、③、④、⑦は補助対象地域間幹線系統に接続するもの  
⑤、⑥、⑧、⑨は過疎地域など交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するもの

### 5. 主な補助要件

- 地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
- ①補助対象地域間幹線系統(複数の市町村をまたがる系統(H13.3.31時点))に接続するものであること、又は、過疎地域など交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するものであること。
  - ②新たに運行を開始又は公的支援を受けるもの、又は、前年度補助対象期間から引き続き運行を行うものであること。
  - ③経常赤字が見込まれること。

### 6. 補助率

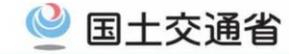
補助対象経費の2分の1

※補助対象経費:補助対象経常費用と経常収益の差額

### 7. 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

R6.6	R7 計画認定申請
R6.9	R7 計画認定
R6.10～R7.9	R7 事業実施
R6.11	R6 補助金交付申請
R7.2	R6 補助金交付決定
R7.4	R6 補助金交付

## 地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

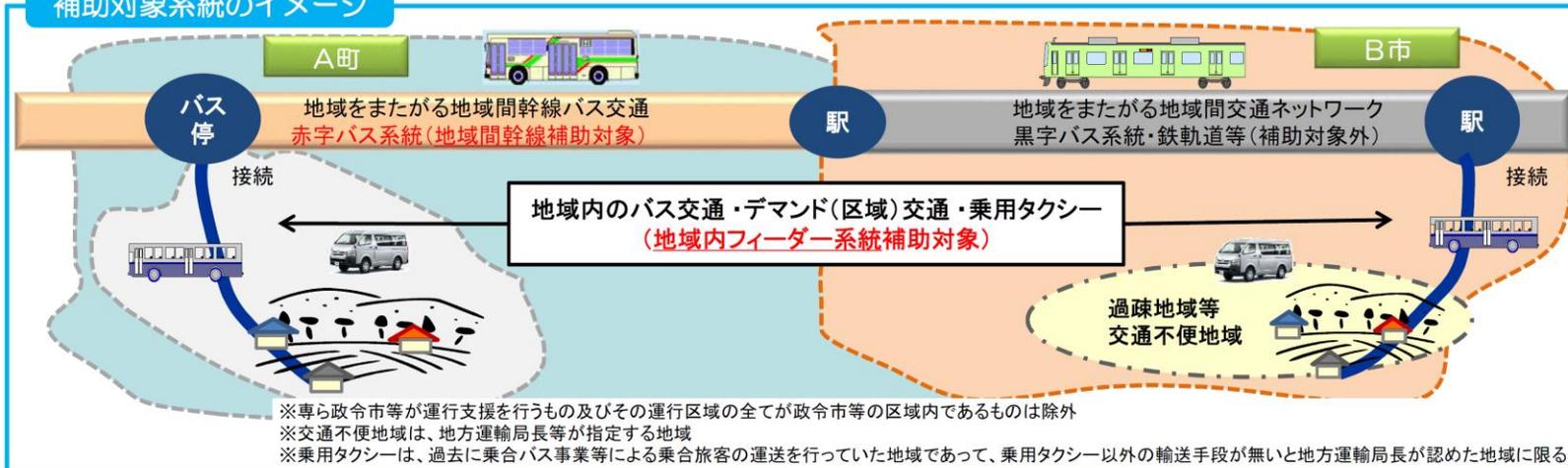
### 補助内容

- 補助対象事業者  
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会  
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費  
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率  
1/2以内
- 主な補助要件  
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
  - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
  - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
  - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
  - ・経常赤字であること

### 補助対象系統のイメージ



様式第1-1（日本産業規格A列4番）

別紙

八公交第●●●号  
令和●年●月●日

令和●年●月●日

(名称) 八代市地域公共交通会議

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八代市地域公共交通会議  
住 所 熊本県八代市松江城町1-25  
代表者氏名 会長 福島 誠治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八代市は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点形成港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。

市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。

このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要なものとして機能している。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、さらにコロナ禍により、本市の公共交通機関の利用者は減少し、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生している。

申請する9系統は、路線再編により廃止となった路線バス4系統（東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部）から乗合タクシーへ移行した系統、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた地域を運行する系統、利用状況等を勘案し路線定期運行から区域運行へと運行形態を変更した系統及びバス・タクシー事業者による輸送サービスが困難な交通空白地域を運行する系統（自家用有償旅客運送）である。

今後も買い物や通院、通学など日常生活の様々な外出時の移動手段として、地域内や地域間を移動しやすい公共交通ネットワークを維持するという観点から地域公共交通確保維持事業を活用する必要性は高い。

交通不便地域等の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持するためにも地域公共交通確保維持事業を活用し当該9系統を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

八代市地域公共交通再編実施計画により路線バスから乗合タクシーへ移行した5系統、鏡町線及びごかぐるまは、系統毎の利用者数を目標値とする。

令和4年4月より運行を開始した高田線及び令和5年10月より運行を開始した百済来～坂本線については当面稼働率<sup>(注1)</sup>を目標値とする。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

系統名	指標	現況値	R7 年度	R8 年度	R9 年度
東町線	利用者数	662 人/年	944 人/年	1,226 人/年	1,507 人/年
産島線	利用者数	1,922 人/年	2,059 人/年	2,196 人/年	2,332 人/年
平和町線	利用者数	6,098 人/年	6,522 人/年	6,946 人/年	7,370 人/年
日奈久～坂本線	利用者数	1,983 人/年	2,249 人/年	2,515 人/年	2,782 人/年
鏡町線	利用者数	878 人/年	922 人/年	966 人/年	1,010 人/年
高田線	稼働率	15.2 %	30 %	40 %	50 %
ごかぐるま	利用者数	498 人/年	523 人/年	548 人/年	573 人/年
百済来～坂本線	稼働率	10.5 %	30 %	40 %	50 %

・現況値は 令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月 の実績値（平和町線は右回り左回りの合計）  
※ごかぐるまは 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月、百済来～坂本線は令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月  
令和 7 年度以降の利用者数の目標値については、令和 9 年度にコロナ禍以前の水準まで利用者数を引き上げるため、令和元年度（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）の実績値を令和 9 年度の目標値とする。  
鏡町線及びごかぐるまにおいては、現況値を令和 9 年度まで毎年 5%増加することを目標とする。  
高田線及び百済来～坂本線においては、令和 9 年度までに稼働率を 50%とすることを目標とする。  
（注 1）稼働率：設定されている便数に対する、予約があって実際に運行された便数の割合

**（2）事業の効果**

2.（1）の 9 系統を維持することにより、集落の高齢者及び、小学校のスクールバス代わりに利用する児童等の日常生活に必要な移動手段が確保される。  
また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待される。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

○利便性向上に向けた運行サービスの見直し  
①運行ルートの見直し②運行便数・ダイヤの見直し③市民等からの意見収集  
（市、交通事業者、市民）  
○情報提供の充実  
①公共交通マップ、総合時刻表の継続的な改訂②乗継情報の充実（市、交通事業者）  
○利用促進  
①利用促進イベントの開催②モビリティ・マネジメントの実施③出前講座の実施  
（市、交通事業者）  
※地域公共交通計画の該当箇所を抜粋した資料を添付

**4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者**

「表 1」を添付

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、八代市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を予算の範囲内で負担することとしている。

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

- ・毎月運行実績報告において利用者数・稼働率の集計
- ・利用者アンケート
- ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額についての精査

**7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要**  
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

**8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**  
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**  
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年5月12日（平成21年度第1回） 協議会設立</li> <li>・令和2年7月1日（令和2年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の認定申請について協議が調う</li> <li>・令和2年9月11日（令和2年度第3回）文書協議 生活交通確保維持改善計画の変更について協議が調う</li> <li>・令和3年5月20日（令和3年度第1回）文書協議 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通計画）の認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う</li> <li>・令和4年1月24日（令和3年度第3回） 平和町線の見直し及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議が調う</li> <li>・令和4年3月16日（令和3年度第4回）文書協議 地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更（高田線の追加）について協議が調う</li> <li>・令和4年6月24日（令和4年度第1回） 地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う</li> <li>・令和4年11月21日（令和4年度第3回） 五家荘地域への自家用有償旅客運送導入及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議が調う</li> <li>・令和5年6月21日（令和5年度第1回）文書協議 地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について協議が調う</li> <li>・令和5年7月24日（令和5年度第2回） 地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更（百済来～坂本線の追加）について協議が調う</li> <li>・令和6年6月24日（令和6年度第1回） 地域公共交通計画の変更及び地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について協議</li> </ul>
19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通会議のメンバーとして八代市校長会、市民団体及び住民の代表者に参画いただき、広く意見を募っている。
- ・市民を対象とした郵送によるアンケート調査を実施した。
- ・八代市MM推進事業として、市内の高等学校、企業、市外からの転入者、バス路線から乗合タクシーへ移行する地区の周辺住民を対象とした調査を実施した。  
その結果、東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線に関する公共交通の存続や、病院や商店、鉄道駅との接続に関する意見等が多かったため、それらを反映した交通網を維持することとしている。
- ・タクシー事業者が撤退した鏡町において、その代替となる交通手段の確保について要望があり、全世帯へのアンケート調査を実施し、その結果及び町内各地区の意見を反映した新規路線を導入した。
- ・令和2年10月地域公共交通会議における協議を経て、地域公共交通計画を策定した。
- ・平和町線の見直しに係る地域を対象として利用希望等のアンケート調査を実施した。
- ・ごかぐるまの導入に係る利用希望等のアンケート調査を実施した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 熊本県八代市松江城町 1-25  
 (所属) 八代市総務企画部地域政策課  
 (氏名) 西田 雄哉  
 (電話) 0965-33-4168  
 (e-mail) yuu-nly@city.yatsushiro.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八代市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	68,475
交通不便地域等	20,121

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
19,594	坂本町、鏡町、東陽町、泉町	過疎法第3条
337	二見下大野町	局長指定
190	二見野田崎町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八代市地域公共交通計画	令和2年10月1日	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八代市	(有)神園交通	(1) 東町線		東町地区 古籠地区			252日	478.0回			区域運行	①	八代駅で補助対象 地域間幹線系統田 浦線と接続	③
	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 郡築地区			346日	1280.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線(右回り)	ゆめタウ ン八代	弥次分校前	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線(左回り)	ゆめタウ ン八代	南平和町	ゆめタウ ン八代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回			路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区			354日	1345.0回			区域運行	②(1) ②(2)	日奈久温泉駅で地域間 交通ネットワーク肥薩お れんじ鉄道と接続	③
	(株)八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区			220日	528.0回			区域運行	②(1)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	③
	(有)神園交通	(7) 高田線		高田地区 表島地区			143日	286.0回			区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(一社)五家荘地域 プロジェクト	(8) ごかぐるま		五家荘地 区			171日	324回			区域運行	① ②(1)	佐俣の湯で補助対 象地域間幹線系統 砥用線と接続 有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続 人吉駅前で地域間交 通ネットワーク湯前線及び 市房登山口と接続	③
	(有)神園交通	(9) 百済来～坂本線		坂本地区			220日	879.0回			区域運行	②(1)	新開橋で地域間交 通ネットワーク坂本 線と接続	③

## 【報告事項1】八代市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

### 1 要綱改正の趣旨

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、道路運送法により地域公共交通会議において協議を調えることとされていましたが、地域公共交通会議には複数の交通事業者が構成員となることがあるため、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者及び関係機関のみが参加する新たな協議会にて協議を行うよう同法が改正されました。

このため、複数の交通事業者が構成員である本市地域公共交通会議の所掌事務から、運賃・料金に関する事項を削除する改正を行いました。

#### ※協議運賃に係る道路運送法の改正概要

これまで

【地域公共交通会議において協議】⇒ 協議が調えば運賃を届出

#### 旧 道路運送法 9条4項概要

運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### 道路運送法施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調っているときとする

これから

- ・地域公共交通会議においては協議を行わない  
⇒ 交通会議の所掌事務から削除
- ・地域公共交通会議とは別に協議運賃について協議する新たな協議会を設置する

【新たな協議会において協議】⇒ 協議が調えば運賃を届出

また、道路運送法の改正により、自家用有償旅客運送の種別について、実施主体によるものから運送目的によるものとする見直しが行われていることから、関係規定を改正するとともに、本市において自家用有償旅客運送を行う者を委員として追加する改正を行いました。

2 要綱改正の内容（新旧対照）

(1) 所掌事務の見直し

- ・運賃・料金に関する事項の削除（第4条第4号）
- ・自家用有償旅客運送の種別の見直しによる改正（市町村運営有償運送→自家用有償旅客運送）（第4条第5号）

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第4条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様等</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>自家用有償旅客運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(6) 省略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第4条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様及び運賃、料金等</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>市町村運営有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(6) 省略</p>

(2) 委員の追加

- ・自家用有償旅客運送を行う者を委員として追加(第5条)

改正後	改正前
<p>第5条 交通会議は、次に掲げる者を委員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) ア～ケ 省略</p> <p><u>コ 本市において、現に自家用有償旅客運送を行っている法人等を代表する者</u></p> <p><u>サ</u> 道路管理者の関係職員</p> <p><u>シ</u> 熊本県警察の関係職員</p> <p><u>ス</u> 学識経験者その他交通会議の協議に必要と認める者</p>	<p>第5条 交通会議は、次に掲げる者を委員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) ア～ケ 省略</p> <p><u>コ</u> 道路管理者の関係職員</p> <p><u>サ</u> 熊本県警察の関係職員</p> <p><u>シ</u> 学識経験者その他交通会議の協議に必要と認める者</p>

(3) その他字句の整理

3 施行期日 令和6年6月1日

## 【報告事項2】八代市地域公共交通計画の進捗について

八代市地域公共交通計画 重要業績指標(KPI)等進捗管理表

No.	交通モード等	指標	現況値 (計画策定時)	R3評価			R4評価			R5評価			目標値	本編 掲載箇所
				実績値	対目標値	評価	実績値	対目標値	評価	実績値	対目標値	評価		
数値目標(重点戦略で定める指標)														
1	市民アンケート	路線バスや乗合タクシーなどの公共交通機関を利用しやすいと感じる割合	24.0%	25.9	△4.1	↓	21.5	△8.5	↓	21.3	△8.7	↓	30.0%	P48
2	路線バス 市街地循環バス 乗合タクシー	市民一人当たりの公共交通(路線バス・乗合タクシー)の年間利用者数	4.2回/人・年	3.7	△0.9	↓	3.9	△0.7	↓	4.2	△0.4	↓	4.6回/人・年	
重点業績指標(KPI)														
1	新幹線	新幹線との接続性を確保したバスの便数の割合	24.0%	41.8	12.8	↑	64.0	35.0	↑	64.0	35.0	↑	29.0%	P51
2	JR鹿児島本線	八代駅の乗車人員	1,976人/日	1,515	△485	↓	1,607	△393	-	公表前	-	-	2,000人/日	P54
3	JR肥薩線	八代駅～坂本駅間の輸送サービスの便数	16便/日	13 (平日)	△3	↓	13 (平日)	△3	↓	13 (平日)	△3	↓	16便/日	P58
4	肥薩おれんじ鉄道	市内駅乗降者数	46.8万人/年	36.6	△10.4	↓	36.4	△10.6	↓	39.3	△7.7	↓	47.0万人/年	P62
5	高速バス	すーぱーばんべい利用者数	5.6万人/年	1.8	△3.8	↓	3.0	△2.6	↓	3.9	1.7	↓	5.6万人/年	P67
6	路線バス	一般路線バス(市街地循環バス除く)の利用者数	30.1万人/年	26.2	△3.9	↓	25.2	△4.9	↓	27.4	△2.7	↓	30.1万人/年	P70
7	市街地循環バス	市街地循環バスの利用者数	25.2万人/年	17.3	△11.5	↓	19.5	△9.3	↓	20.9	△7.9	↓	28.8万人/年	
8	乗合タクシー	乗合タクシー利用者数	3.6万人/年	2.3	△2.4	↓	2.4	△2.3	↓	2.3	△2.4	↓	4.7万人/年	P76
9	一般タクシー	一般タクシー(乗用事業)利用者数	124万人/年	76.1	△47.9	↓	85.6	△38.4	↓	公表前	-	-	124万人/年	P83
10	その他モビリティ	新たな交通サービスの導入検討数	-	1	△1	↓	3	1	↑	5	3	↑	2件	P87
11	情報提供の充実	公共交通マップ・総合時刻表の更新	最新情報に更新	更新済	達成	→	更新済	達成	→	更新済	達成	→	最新情報に更新	P90
12	新型コロナウイルス禍からの回復	肥薩おれんじ鉄道、路線バス(市街地循環バス含む)、乗合タクシーの利用者数	111.9万人/年	82.4	△29.5	↓	83.4	△28.5	↓	89.9	△22.0	↓	111.9万人/年	P94
13	MaaS	MaaS導入に向けた取組件数	-	1	0	→	3	2	↑	5	4	↑	1件	P96

【総評】 利用者数を目標値としている項目については、令和4年度と比べ改善傾向にあるものの、依然コロナ禍前の水準には戻っておらず全て現況値を下回った。その他の項目については概ね計画どおり実施された。

【令和6年度の方向性】 利用状況を勘案した路線の見直し、利用促進についての取組みを充実する。

### 【報告事項3】次期八代市地域公共交通計画の策定スケジュール（案）について

現行計画の計画期間の満了（令和7年9月）に伴い、次期計画を策定します。計画の策定については交通会議の協議案件でありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年度										
項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行計画期間	▶									
交通会議	●	計画策定の方向性について		●	計画の骨子案について		●	計画（素案）について		

令和7年度											
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	...	3月	
現行計画期間	▶										
交通会議		計画案について		●	●	計画の策定について（最終合意）					
次期計画期間							▶				

## 【報告事項4】今年度の路線の見直し（案）について

地域公共交通計画に基づき、路線バス及び乗合タクシーの見直しを行う予定です。  
概要は下表のとおりで、いずれも令和6年10月1日に実施予定です。

◆見直しの方針◆

- (1) 効率性向上に向けた運行サービスの見直し③ 運行形態の変更（路線バス）※計画 P72
- (2) 利便性向上に向けた運行サービスの見直し① 運行ルートの見直し、② 運行便数・ダイヤの見直し（乗合タクシー）※計画 P77、78
- (3) 路線の転換・新設① 路線バスからの転換（乗合タクシー）※計画 P79 ※計画：「八代市地域公共交通計画」（R2.10 策定）

### 令和6年度見直し実施予定表

路線バス			乗合タクシー		
路線名	方針	見直し内容	路線名	方針	見直し内容
日奈久温泉ライン (金剛経由)	(1)	乗合タクシー(定期便)への転換	日奈久温泉ライン (金剛経由)(仮)	(3)	路線バスからの転換 平日6往復 土日祝6便
大門瀬線	(1)	乗合タクシー(定期便)への転換 ⇒市役所前～日奈久までの区間	日奈久～坂本線	(3) (2)	増便(日奈久～大門瀬区間をカバー) 乗降場所の追加(1か所、二見下大野町)、町内要望対応
		乗合タクシー日奈久～坂本線への転換 ⇒日奈久～大門瀬までの区間			
種山線	(1)	一部の便を乗合タクシー(定期便)への 転換	種山線(仮)	(3)	路線バスからの転換 平日2往復 土曜2往復 日祝日1往復
			産島線	(2)	乗降場所の追加(2か所、区域外含む) 町内・生徒保護者要望対応

## 【報告事項5】 現在実施中の実証実験（社会実験）について

昨年度から取り組んでいる実証実験について、現在実施中の内容をご報告するものです。

**くまモンポートライナー**

くまモンポートライナーとは？

「新八代駅」と「くまモンポート八代」を結ぶAIオンデマンドバス

**※実証運行しています。**

**運行区域**  
JR新八代駅  
～ くまモンポート八代

新八代発  
9:00  
10:40  
13:10  
14:50  
JR新八代駅  
東口バス乗降場

お祭りてんでん館 ※

ゆめタウン八代 ※

イオン八代 ※

くまモンポート  
ポート発  
9:50  
11:30  
14:00  
16:00

※予約に応じて経由します

**期間**  
令和6年 5月 3日  
～ 10月 27日 の土日祝日  
夏期休暇期間の令和6年8月5日  
～ 8月23日の平日

**運賃**  
1日フリー乗車券（小学生以下無料）  
アプリ予約の場合 **1,500円/人**  
アプリ以外の場合 **2,000円/人**

**予約方法** ※予約は運行の2時間前まで

① やつしるモビリティアプリ  
で簡単予約

【アプリQRコード】

② 電話予約 (受付時間 8:30～17:30)  
神園交通 Tel.080-6449-2201

【アプリ画面】

【遷移画面】

## 【報告事項6】 自家用有償旅客運送「ごかぐるま」を活用した買物支援事業について

五家荘地区の自家用有償旅客運送「ごかぐるま」を活用した買物支援事業の試験運行について報告を行うものです。

### 【事業概要】

五家荘地区の課題（地区内に商店がなく買物が不便）を解決すべく、ごかぐるまの運行に買物支援（買物代行）を併せた試験運行を行うもの

試験運行の流れ(①と②は令和6年7月～11月予定)

- ①買物代金を依頼する運用ルール作り及び地区内への周知  
↓ 利用方法と料金(手数料)を定めて周知する
- ②試験運行を実施して改善点等を洗い出す  
↓ 運用ルールの改善
- ③本格運行(②の改善完了後)

### <運用ルール(案)>

- ①利用者:五家荘地区住民
- ②依頼可能なもの:依頼者が実際に確認しなくてもよいもの  
ごかぐるまの行き先で調達できるもの
- ③依頼方法:ごかぐるまドライバーへ電話で直接依頼
- ④受け渡し方法:ごかぐるまで自宅まで届ける
- ⑤利用料金:商品代金(実費)と代行手数料(商品代金の10%)  
※商品の受け渡し時に支払い

ごかぐるま展開イメージ

